わが社の運輸安全マネジメントの取り組み

毎年度等、下記の具体的な取組方策を社内及び営業所内へ掲示するとともに、
反省事項や改善方法については後日、改善措置等必要な方策を立て、掲示し直します。

わが社の事故防止のための安全方針

・輸送の安全はわが社の根幹。
・安全をすべてに最優先させる　・関係法令を遵守する。　・憶測に頼らないで必ず安全確認。

社内への周知方法

「安全方針」を従業員に配布すると共に社内及び営業所に掲示する。
点呼の際に唱和することを習慣化する。

安全方針に基づく目標　令和３年度の安全目標

① 交通死亡事故ゼロ運動の継続推進　②飲酒運転防止の徹底　③有責事故の発生件数の削減
④ 車内人身事故防止の徹底　⑤車輌の点検整備不良による路上故障絶滅　⑥重大事故ゼロ運動の継続推進

目標達成のための計画　令和３年度の安全計画

安全教育：ヒヤリハット情報の報告会を計画
安全投資計画：①運転記録証明書②運転者適性診断③安全機器等導入費用

わが社における安全に関する交換情報

定期的に輸送の安全に関する意見交換会を運転者等と開催する。

わが社の安全に関する反省事項

令和３年度の内部チェックは、令和３年12月を予定。
問題点等の結果は後日、社内及び営業所に掲示する。

反省事項に対する改善方法

令和３年度の内部チェックにより、把握した問題点の改善方法を後日、社内及び営業所に掲示する。

毎年度、下記の取組状況を把握して社内及び営業所内へ掲示します。
安全方針、安全目標、安全目標達成状況、自動車事故報告規則第２条に規定する事故に関する統計を社内及び営業所に掲示し、公表します。

わが社の安全に関する目標達成状況

目標	結果	目標達成状況
人身事故０件	０件	目標達成
酒気帯び運転、速度超過撲滅	０件	目標達成

わが社の事故に関する情報

重大事故発生件数	０件
事故の種類	
衝突の状態	

令和３年１月12日
鏑木建材興業有限会社
代表者　鏑木　靖子

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

鏑木建材興業有限会社では、輸送の安全を確保するために、以下のとおり全役職員が一丸となって、取り組んでまいります。

1．輸送の安全に関する基本的な方針

（1）安全方針

「輸送の安全はわが社の根幹」
「安全をすべてに最優先させる」「関係法令を遵守する」「推測に頼らないで必ず安全確認」

（2）安全方針に基づく具体的方針

1. 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。
また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が、
最も重要であるという認識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan・Do・Check・Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、
全社員が一丸となって業務を推進することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。
また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

2．輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

（1）交通死亡事故ゼロ運動の継続推進

平成30年度目標	交通死亡事故	0件
平成30年度実績	交通死亡事故	0件
平成31年度目標	交通死亡事故	0件
平成31年度実績	交通死亡事故	0件
令和2年度目標	交通死亡事故	0件
令和2年度実績	交通死亡事故	0件
令和3年度目標	**0件**	

（2）飲酒運転防止の徹底

※飲酒検知器による事前検査を厳正に実施しています。

平成30年度目標	飲酒運転	0件
平成30年度実績	飲酒運転	0件
平成31年度目標	飲酒運転	0件
平成31年度実績	飲酒運転	0件
令和2年度目標	飲酒運転	0件
令和2年度実績	飲酒運転	0件
令和3年度目標	**0件**	

(3)有責事故の発生件数の削減

平成30年度目標	有責事故	0件
平成30年度実績	有責事故	0件
平成31年度目標	有責事故	0件
平成31年度実績	有責事故	0件
令和2年度目標	有責事故	0件
令和2年度実績	有責事故	0件
令和3年度目標	**0件**	

(4)車内人身事故防止の徹底

平成30年度目標	車内人身事故	0件
平成30年度実績	車内人身事故	0件
平成31年度目標	車内人身事故	0件
平成31年度実績	車内人身事故	0件
令和2年度目標	車内人身事故	0件
令和2年度実績	車内人身事故	0件
令和3年度目標	**0件**	

(5)車輌の点検整備不良による路上故障絶滅

平成30年度目標	車輌の点検整備不良による路上故障	0件
平成30年度実績	車輌の点検整備不良による路上故障	0件
平成31年度目標	車輌の点検整備不良による路上故障	0件
平成31年度実績	車輌の点検整備不良による路上故障	0件
令和2年度目標	車輌の点検整備不良による路上故障	0件
令和2年度実績	車輌の点検整備不良による路上故障	0件
令和3年度目標	**0件**	

(6)重大事故（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）ゼロ運動の継続推進

平成30年度目標	重大事故	0件
平成30年度実績	重大事故	0件
平成31年度目標	重大事故	0件
平成31年度実績	重大事故	0件
令和2年度目標	重大事故	0件
令和2年度実績	重大事故	0件
令和3年度目標	**0件**	

安全方針を本社営業所の点呼場所に掲示し、点呼執行の都度、運行管理者と乗務員の双方が、
安全方針を確認しています。

令和 3年1 月 12 日　　鏑木建材興業有限会社

安全・安心を確保するために、私たちは、安全対策を継続的に努めて参ります。

２０２１年度乗務員教育計画表

	指導及び監督の内容		
	平成１３年１２月３０日 国土交通省告示１６７６号関係	特別項目	安全教育計画
４月	乗車中の旅客の安全を確保するために 留意すべき事項	春の全国交通安全運動 4/6（月）～4/15（水） 事故防止対策会議	改善告示遵守の徹底
５月	事業用自動車を運行の安全及び旅客の確保を するために遵守すべき基本的事項		事故災害時伝達訓練
６月	事業用自動車の構造上の特性		雨季による事故防止
７月	旅客が乗降するときの安全を確保するために 留意すべき事項	夏季輸送安全総点検	夏の交通安全事故防止 乗降時教育ロープレ
８月	危険の予測及び回避について 異常気象時における対処方法		
９月	交通事故を防止するために留意すべき事項 交通事故の実例の分析に基づく再発防止対策	秋の全国交通安全運動 9/21（月）～9/30（水） 事故防止対策会議（９/１１）	秋の交通安全事故防止
１０月	交通事故に関わる運転者の 生理的及び心理要因及びこれらへの対処方法		渋滞・混雑時の安全運転
１１月	主として運行する営業区域における 道路及び交通の状況		ＳＡＳ検診
１２月	非常用信号用具、非常口、消火器の取り扱い	年末年始輸送安全総点検 緊急事故防止会議 （12/9）	緊急時避難訓練 スタッドレスタイヤ交換
１月	事業用自動車を運転する心構え	年末年始輸送安全総点検	冬山研修（いろは坂）2月 緊急事態宣言発出により、 ドラレコでの研修に変更
２月	健康管理の重要性		定期健康診断 脳ドッグ検診
3月	ドライブレコーダーの記録を利用した 運転者の運転特性に応じた安全運転		救急救命講習 コロナの影響により中止 避難訓練
適時	危険回避（ヒヤリハット体験報告）、意見交換、添乗指導		
適正診断	初任運転者・適齢運転者（3年に１度を基準に該当者実施）・一般診断・事故惹起者		

【新設】「安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」
安全性の向上を図るための装置を使用した場合の適切な運転方法を理解させる
⇨ 衝突軽減ブレーキ（ＡＳＶ）未導入の為、未実施

Safty Training

安全への取組

『 すべては安全のために。
そして、安全をすべてに優先させる』

Safty Training Ver. 1 緊急時避難訓練

Safty Training Ver.2
緊急時避難訓練（扉開放・避難通路確保）

Safty Training Ver. 3 事故災害時伝達訓練

Safty Training Ver. 4 救急救命講習

Safty Training Ver. 5 救急救命講習

Safty Training Ver. 6 救急救命講習

Safty Training Ver. 7　救急救命講習

Safty Training Ver. 8　救急救命講習

Safty Training Ver. 9　救急救命講習

Safty Training Ver. 10
緊急時連絡体制ロールプレイング訓練

Safty Training Ver. 7
チェーン装着ロールプレイング訓練

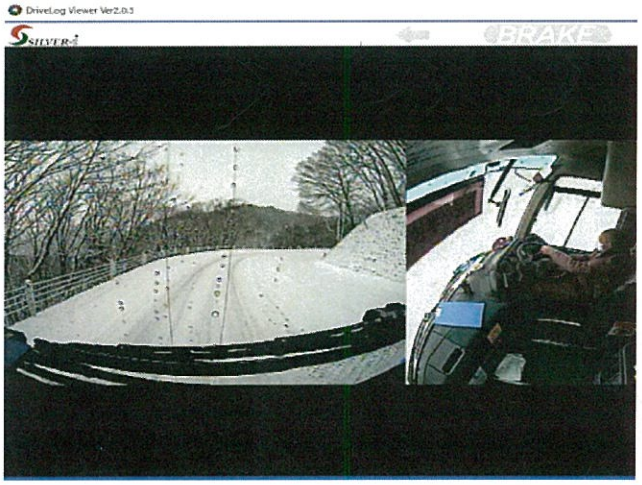

Safty Training Ver. 8
ドライブレコーダーによる冬山研修
（日光市細尾（いろは坂））

様式A

Ref. No. 2019V(B)栃木7	評価日：令和元年10月7日

運輸安全マネジメント評価報告書（第１回）

事業者名称：	評価実施場所：
鏑木建材興業（有）	栃木県宇都宮市八千代１－１４－８
代表者氏名：	評価チームリーダー：
代表取締役　　鏑木　昭夫	栃木運輸支局 監査担当　三浦　丈幸

総評：（詳細項目は別添参照）

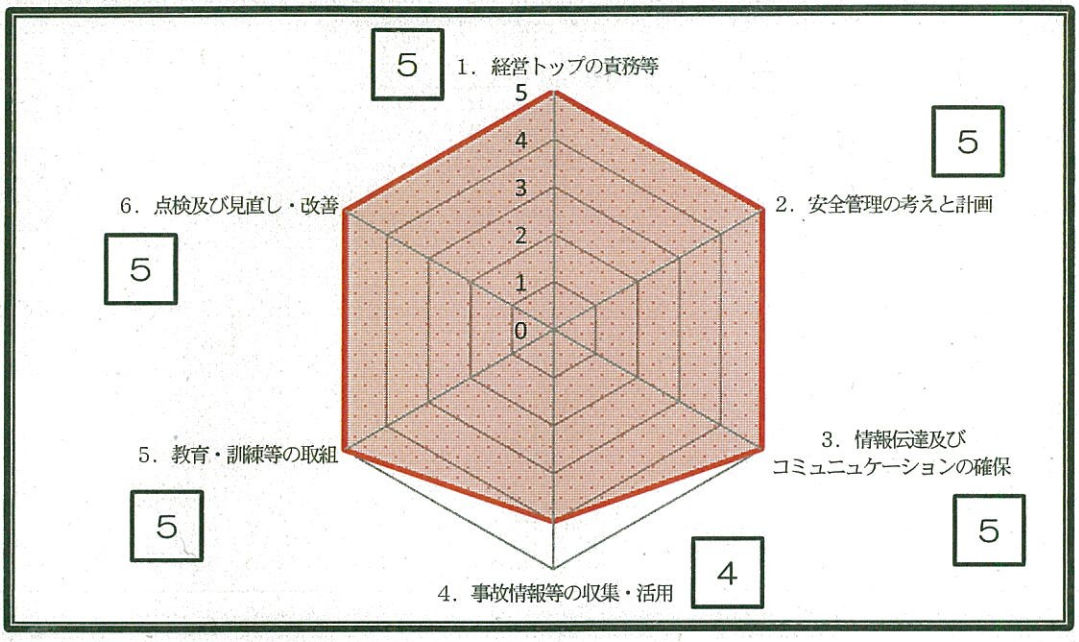

貴社における現在の安全管理体制の構築、維持及び改善に関する取組状況（上記６項目）は、自己チェックシート及びインタビューからレーダーチャート（上図）に「０～５」の６段階で記載しました。今後、貴社の取組が優れている項目は継続的に実施され、取組に工夫の余地がある項目は見直し・改善が図られることを期待します。

また、安全文化の構築と定着を図り、安全性を段階的に向上させるためには安全管理体制の継続的な改善及び不断の取組が不可欠であることから、引き続き、経営トップが主体的かつ積極的に関与して頂くことが重要であり、次ページ以降の項目別評価結果一覧を参考にして更なる取組を講じられることを期待します。

署名：評価チームリーダー（運輸企画専門官）

三浦 丈幸

備考	

輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

安全管理体制組織図

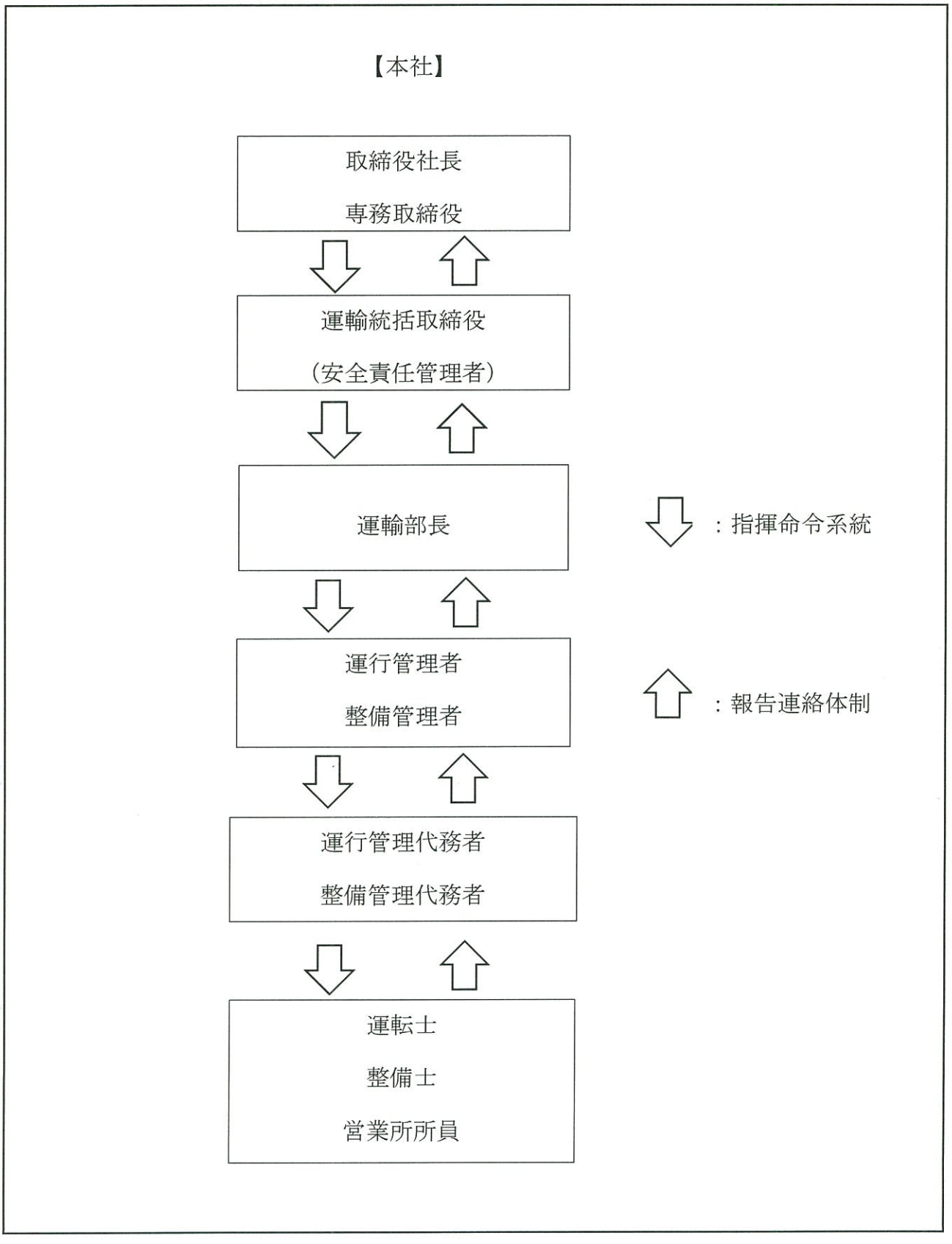

■ 事件・事故処理体制　緊急連絡網 ■

鏑木建材興業(有)
☎　0288－54－3721
FAX　0288－54－3717

報告事項

①事業者名　②事業形態（貸切バス）　③発生日時
③発生日時　④発生場所　⑤事故車の登録番号
⑥死者数、重傷者数及び、負傷者数　⑦事故概要
⑧情報入手先　⑨その他判明している事項
⑩緊急連絡担当者名及び連絡先
⇒　※第1報告後の追加情報も速やかに再度報告！

運転者
報　告
安全統括管理者
運行管理者
事故処理担当者
負傷者の救護
二次災害防止措置
指示
状況確認
運行管理者
整備管理者　事故処理責任者

警　察110番
救　急119番

栃木運輸支局整備部門保安
☎　028－658－7013
FAX　028－659－2416
【 勤務時間外　・休日 】
☎　080－3369－7056

栃木県バス協会

栃木日野自動車(株)
☎　028－658－2140
栃木日野自動車(株)コールセンター
☎　0120－911－644
三菱自動車(株)コールセンター
☎　0120－324－860
損害保険ジャパン日本興亜(株)
【 24時間365日事故受付 】
☎　0120－256－110

日光警察署	0288-53－0110	鹿沼警察署	0289-62-0110	宇都宮中央警察署	028-623-0110
今市警察署	0288-23-0110	栃木警察署	0282-25-0110	宇都宮東警察署	028-662-0110
矢板警察署	0287-43-0110	佐野警察署	0283-24-0110	宇都宮南警察署	028-653-0110
さくら警察署	028-682-0110	足利警察署	0284-43-0110	下野警察署	0285-52-0110
大田原警察署	0287-24-0110	那須烏山警察署	0287-82-0110	真岡警察署	0285-84-0110
那須塩原警察署	0287-67-0110	那珂川警察署	0287-92-0110	茂木警察署	0285-63-0110
				小山警察署	0285-31-0110

速報対象となる事故

①乗客・乗員・歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
②乗客・乗員・歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
③乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
④乗客・乗員・歩行者その他を問わず10名以上の負傷者を生じた事故
⑤転覆、転落、火災を起こした場合、鉄道車両と衝突または接触した場合
⑥酒気帯運転　⑦自然災害に起因する可能性のある事故

安全管理規程

目次

第一章　総則
第二章　運送の安全を確保するための事業の運営の方針等
第三章　運送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
第四章　運送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章　総則

（目的）

第一条　この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二条の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第二条　本規程は、当社の貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章　輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

（運送の安全に関する基本的な方針）

第三条　社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

２　輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善、（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

（輸送の安全に関する重点施策）

第四条　前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

一　輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

二　輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。

三　輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

四　輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

五　輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

2　持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

（輸送の安全に関する目標）

第五条　第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

（輸送の安全に関する計画）

第六条　前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

（社長等の責務）

第七条　社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2　経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。

3　経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。

4　経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

（社内組織）

第八条　次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

一　安全統括管理者

二　運行管理者

三　整備管理者

四　その他必要な責任者

2　統括支店長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内支店長を統括し、指導監督を行う。

3　支店長は、統括支店長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、支店内各課を統括し、指導監督を行う。

4　輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第九条　取締役のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

２　安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

一　国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

二　身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

三　関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められたとき。

（安全統括管理者の責務）

第十条　安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

一　全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

二　輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

三　輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。

四　輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。

五　輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。

六　経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

七　運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

八　整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。

九　輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

十　その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

第十一条　輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第十二条　経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるよう

に努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

第十三条　事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害時に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

２　事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達させるように努める。

３　安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。

４　自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第十四条　第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第十五条　安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指定する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

２　安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第十六条　安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

２　悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項に

おいて現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

（情報の公開）

第十七条　輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業度の経過後百日以内に外部に対し公表する。

２　事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第十八条　本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

２　輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

３　前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。